



島根県報

平成24年8月31日（金）

号外 第 123 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第503号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市東生馬町547番3地先から同町548番1地先まで	前	メートル 16.00～23.50	メートル 47.00	松江県土整備事務所 側溝整備
			後	16.00～52.50	47.00	
"	桜江金城線	浜田市金城町追原73番1地先から同番4地先まで	A	5.00～13.00	140.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 不用物件発生 減幅 払下げ 土地所有者へ返還
			B	5.00～27.00	175.00	
		後	A	5.00～13.00	140.00	
			B	15.00～27.00	107.00	
"	田所国府線	浜田市金城町追原73番4地先から同番1地先まで	A	5.00～13.00	140.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 不用物件発生 減幅 払下げ 土地所有者へ返還
			B	5.00～27.00	175.00	
		後	A	5.00～13.00	140.00	
			B	15.00～27.00	107.00	
"	東仙道津田停車場線	益田市大草町1185番15地先から同町1187番15地先まで	前	15.00～30.50	152.50	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	15.70～31.70	152.50	

島根県告示第504号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	布部安来線	安来市上吉田町字切詰1134番4地先から同町字山ノ神1102番5地先まで	メートル 679.80	平成24年 8月31日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷1879番14地先から同1971番1地先まで	450.00	平成24年 8月31日	浜田県土整備事務所	
〃	東仙道津田停車場線	益田市大草町1185番15地先から同町1187番15地先まで	152.50	平成24年 8月31日	益田県土整備事務所	